

平成18年度 監事監査（臨時監査）報告書

平成19年3月

監事 原 潔

監事 佐伯照道

目 次

| | |
|---|----------|
| はじめに | 1 |
| I 臨時監査の概要 | 2 |
| 1. 臨時監査項目（重点項目）及び実施時期 | 2 |
| 2. 実施方法 | 3 |
| 3. 臨時監査に基づく監事意見 | 3 |
| 3. 1 国際貢献・国際交流への組織的な取組状況 | |
| 3. 2 学生に対する学習相談、生活相談、就職支援・経済的支援、 課外活動等の組織的な取組状況 | |
| 3. 3 環境マネジメントへの組織的な取組状況 | |
| 3. 4 危機管理への組織的な取組状況 | |
| 3. 5 施設マネジメントへの組織的な取組状況 | |
| 3. 6 産学連携・知的財産管理への組織的な取組状況 | |
| 3. 7 平成16年度及び平成17年度監事監査で述べた監事意見 への対応状況 | |
| II 臨時監査（重点項目別）報告 | |
| 監査レポート06-1：国際貢献・国際交流に関する監査報告 | 5 |
| 監査レポート06-2：学生支援に関する監査報告 | 8 |
| 監査レポート06-3：環境マネジメントに関する監査報告 | 11 |
| 監査レポート06-4：危機管理体制に関する監査報告 | 14 |
| 監査レポート06-5：施設マネジメントに関する監査報告 | 18 |
| 監査レポート06-6：産学連携・知的財産管理に関する監査報告 | 22 |
| 監査レポート06-7：平成16年度及び平成17年度監事監査で述べ た監事意見への対応状況に関する監査報告 | 25 |
| おわりに | 28 |
| 添付資料1 平成18年度国立大学法人京都大学監事監査計画 | |
| 添付資料2 平成16年度及び平成17年度監事監査に係るフォロー アップ状況について | |

はじめに

平成18年度の監事監査（臨時監査）は、過去2年の監査実績をもとに、そのフォローアップの状況と共に、国際交流、学生支援、環境保全、危機管理、施設マネジメント、産学連携・知的財産管理等の組織的な取組状況について実施した。特に国立大学の法人化に伴って新に全学組織として京都大学に設立された国際交流推進機構、環境安全保健機構、国際イノベーション機構の活動状況と課題について重点的に監査した。

監査のスピードアップと実効性を高める試みとして月ごとにテーマを定め、その都度、監査結果を監事監査レポートとしてまとめ、総長、役員、部局長等に報告して監査に基づく意見について出来るだけ早い対応を求めた。その結果、各機構の組織や事務組織の見直し・再編等への取組が年度途中から始まっている。

本報告書は、臨時監査として実施した監査結果について概要編と詳細編として取りまとめたものである。平成18年度監事監査に関する報告書は、年度を通じて行う定期監査及び会計監査を併せて6月末に報告する計画である。

I 臨時監査の概要

1. 臨時監査項目（重点項目）及び実施時期

平成18年度監事監査計画に基づき、表1のように臨時監査として次の諸点について重点的に実施した。

- (1) 国際貢献・国際交流への組織的な取組状況
- (2) 学生に対する学習相談、生活相談、就職支援・経済的支援、課外活動等の組織的な取組状況
- (3) 環境マネジメントへの組織的な取組状況
- (4) 危機管理への組織的な取組状況
- (5) 施設マネジメントへの組織的な取組状況
- (6) 産学連携・知的財産管理への組織的な取組状況
- (7) 平成16年度及び平成17年度監事監査で述べた監事意見への対応状況

表1 平成18年度監事監査（重点項目）計画

| 対象 | 監査対象業務 | 監査項目 | 実施時期 | 対象部局等 |
|-----------|---------------------------|--|------------------|-------------------------|
| 国際貢献・国際交流 | 国際交流事業 | 組織的取組状況 | 6月 | 国際交流推進機構、国際交流センター、国際部 |
| 教育 | 学生支援 | 学習相談・生活相談、就職支援、課外活動支援等の組織的実施状況 | 7月 | 学生部、高等教育研究開発推進機構 |
| 環境保全 | 環境マネジメント | 廃棄物、エネルギー消費、汚水、汚染物資等の環境影響要素の管理状況 | 9月 | 環境安全保健機構、施設・環境部、宇治キャンパス |
| 危機管理 | 危機管理体制 | 災害、事故等における危機管理への組織的取組状況 | 10月 | 理学研究科、医学部附属病院、総務部 |
| 施設活用 | 施設マネジメント | スペース、質、コスト面からの施設利用状況 | 11月 | 施設・環境部、農学研究科 |
| 研究 | 産学連携、知的財産 | 知財の創出・取得・管理・活用に対応した組織的取組状況 | 1月 | 国際イノベーション機構、研究推進部、医学研究科 |
| 業務全般 | 平成16年度、平成17年度監事監査のフォローアップ | 学生支援、事務改善、安全管理、個人情報保護等について指摘した事項への取組状況 内部統制 | 通年 2月 (報告) | 関係部局等 |

2. 実施方法

表1のように臨時監査は重点事項を所管する関係部局等について実施した。本年度は、監査の実効性を高めるためにテーマ毎に次の手順で実施した。

- (1) 第1ステップとして対象部局に監査項目、内容について事前照会を行い、関連資料の提出、準備を求めた。
- (2) 第2ステップとして、事前照会結果等を基に、監事を含む監査員が対象部局等を訪問し、実地に現状、課題等について業務責任者及び担当者に対してヒアリングを実施した。
- (3) 監査報告の作成に際して、聴取した内容の当否について確認を求めた。
- (4) 確認された内容及び関連資料を基にテーマ毎に監事監査レポートとして総長、役員懇談会、部局長会議に報告し、京都大学ホームページ上で公開した。

3. 臨時監査結果に基づく意見

臨時監査の結果の詳細は、II章に監査テーマ毎の監事レポートとして示している。各監事レポートは、1. 主な監査項目 2. 監査対象部局等 3. 監査の方法、4. 監査結果 5. 監査に基づく意見で構成している。監査結果では、各テーマに関する業務状況を要約し、監査に基づく意見として意見の詳細とその根拠を述べている。本節では、各レポートの内、監査に基づく意見の各項目を抜粋して示している。

意見1 国際貢献・国際交流への組織的な取組状況

- (1) 国際交流推進機構を設立目的に沿う活動をするために組織の見直し・再編の必要性
- (2) 京都大学独自の支援の仕組みの構築と共に支援サービスの見直し・改善
 - ① 宿舎整備計画の具体化
 - ② 経済的支援の促進
 - ③ チューター制度の見直し
 - ④ 留学生等へのアンケート調査結果の有効活用

意見2 学生に対する学習相談、生活相談、就職支援・経済的支援、課外活動支援の実施状況

- (1) 学生支援に関する組織的目標の設定と資金等の具体化
- (2) 学生のニーズ調査を活用した学生支援策の具体化
- (3) 教務情報システムの全学展開と学生用情報の一元化
- (4) 学生用諸施設の整備計画の策定
- (5) 事務業務へのTA、RA制度に準じた学生の学内雇用の促進

意見3 環境マネジメントへの組織的な取組状況

- (1) 環境安全保健機構における実施機能の強化
- (2) 環境マネジメントの目標設定、実施組織の一元化と環境監査の必要性
- (3) 排水汚染物質への早期の対応
- (4) 環境対応キャンパスへの計画的な研修と投資

意見4 危機管理への組織的な取組状況

- (1) 実効性のある危機管理へ向けた構成員間で共通した理解の促進
- (2) 災害時における現場を重視したチームベースの危機管理体制の構築
- (3) 危機管理体制の整備
 - ① 危機管理専任組織の必要性
 - ② 危機管理に関する諸規程の見直し
 - ③ 危機管理統計とその分析
- (4) 学外との連携体制の構築

意見5 施設マネジメントへの組織的な取組状況

- (1) 施設マネジメントへの共通理解
- (2) 全学共用スペースの活用方法の見直し
- (3) 施設の維持管理方式の見直し
- (4) 施設マネジメントに係る内部統制の改善

意見6 産学連携、知的財産管理への組織的な取組状況

- (1) 産学連携推進組織の再編の必要性
- (2) 産学連携推進のための基盤的人員と経費の確保
- (3) 有期雇用教職員の処遇改善
- (4) 特許の取り扱い方式の見直し

意見7 平成16年度及び平成17年度監事監査報告書に係る対応状況

- (1) 課題解決への道筋の明確化
- (2) 課題解決へのスピードアップ
- (3) 具体的な企画・提案の必要性
- (4) 柔軟な学生雇用制度の実現

Ⅱ 臨時監査(重点項目別)報告

監事レポート 06-1

平成18年7月

国際貢献・国際交流に関する監査報告

1. 主な監査項目

- (1) 国際貢献・国際交流への組織的な取組状況
- (2) 国際交流のための諸施設の運営状況

2. 監査対象部局等

国際交流推進機構、国際交流センター、国際部

3. 監査の方法

- (1) 平成18年6月13日に国際交流推進機構長、国際交流センター長、国際部長、担当課長等と現状及び課題について面談した。
- (2) 平成18年6月14日に国際交流関連施設として、「きずな」、国際交流会館（修学院本館）KUINEP 用講義室、留学生相談室、留学生課、国際交流サービスオフィス等を視察した。なお国際交流会館宇治分館、黄檗分館は平成16年度に視察済みである。
- (3) 国際交流に関する既存資料の調査

4. 監査の結果

- (1) 現在の組織的な取組状況

本学における全学的な国際交流に関わる組織として国際交流推進機構、国際交流センター、国際部がある。

国際交流推進機構は、平成17年4月に全学的な国際交流活動に関わる企画及び実行に責任を持つ役割を担って発足し、大学の国際戦略本部として位置づけられている。国際交流センターは、国際交流推進機構の発足と同時に、機構を支援する組織として留学生センターから国際交流センターへ改称されて留学生のみならず研究者にもサービスを行う組織になった。両組織に関わる事務組織として、国際部（国際交流課、留学生課）及び国際交流サービスオフィスがある。国際交流推進機構の運営は、運営委員会が運営方針を定め、国際交流と国際教育プログラムの両委員会と留学生担当教員連絡会を置き全学的な視点から国際活動の企画、情報収集、国際的な大学連合への参画・対応、必要な基盤整備等を実施している。

同機構で、平成17年11月に「京都大学国際戦略」が起案され、全学の方針として策定された。その内容は、基本理念と共に、人材育成・獲得戦略と研究拠点形成戦略の二つの展開域について、それぞれ①受信型から発信型へ②相互交流と多大学間交流の拡充③特定分野交流の強化④交流基盤整備の4つの基本軸について具体的な充実する方向・内容が示された。これに基づいて本学の国際交流活動が実施されている。

組織的な国際活動として京都大学では、AEARU（東アジア研究型大学協会）及び APRU（環太平洋大学協会）に加盟し、その中核大学として活動している。具体的な交流として平成17年度には、海外から学長や大臣・大使等による21件の表敬訪問を受け、海外で2回、京都で2回の国際シンポジウムを主催した他、部局主催で多くの国際シンポジウムを開催している。その多くは、世界の研究拠点としての活動に関わるものであるが、「アジアの大学に

における国際活動の質の向上」をテーマに大学職員を対象にしたセミナーも開催された。

平成18年5月現在、26カ国、68大学3大学群と大学間学術交流協定を結び、部局間で243大学等と学術交流協定を結び、留学生として1,223名、外国人研究者として674名を受け入れている。一方、平成17年度に、本学学生は、1,111名が海外渡航し、年間約270名が3ヶ月以上海外に滞在しており、5,189名の教員が海外渡航し、その内182名が1ヶ月以上の出張をしている。

国際交流センターでは、9名の専任教員が中心となって留学生、外国人研究者に対する日本語・日本文化日本事情の教育、生活相談・支援を行うと共に、KUINEP（京都大学国際教育プログラム1年間約40名）の実施責任部局としての役割を担っている。現在、受講者の要望を取り入れた KUINEP の講義方式、内容の見直しが検討されている。また日本語教育の受講者は、年間を通じて延べ745名（2004年）であり、5年前より約30%増加している。

(2) 国際交流推進機構と国際交流センターが関わる最近の主な国際交流活動状況

- a. 京都大学国際シンポジウムの海外開催（過去7回、平成18年度は2回開催の予定）
- b. 国際交流科目の開設（平成17年度中国、タイの2科目、平成18年度は中国、ベトナム、韓国の3科目を予定）
- c. 大学連合（APRU, AEARU等）への積極的な参画・活動
- d. 英文HPの充実による情報発信
- e. 国際交流サービスオフィスの開設
- f. 海外の大学運営等に関する調査（英国3大学、中国3大学、2事務所、米国1大学、1大学コンソーシアム本部）
- g. 地域における国際活動（京都市における小中学校国際理解プログラム（PICNICK）への協力

等

5. 監査に基づく意見

国際交流推進機構及び国際交流センター、国際部が、京都大学の基本理念にもとづいて策定された国際戦略を全学的に実施するために、相互に協力しながら積極的に活動していることは、評価できる。しかしながら、今後、「世界に開かれた京都大学」としてさらに発展するには、組織運営上の課題と支援サービス上の課題がある。

(1) 組織運営上の課題

国際交流推進機構と国際交流センター、国際部は共に国際交流のための全学組織であるが、別組織であり、センター及び国際部が機構を支援する体制になっている。一方で、機構は、「全学的な国際交流に関わる企画及び実行に責任を持つ組織」とされているが、主体的に実施できる機能を持っていない。センターと国際部は、機構を支援する立場なので規程上は機構の行う業務の結果に対する責任が明確ではない。機構を設立する段階では、機構内にセンターを入れるかどうかについて検討がなされたが、他機構の設置形態との整合性から現在の位置づけになった経緯がある。確かに機構内に3つの全学的な委員会を包含することによって全学的な企画・調整を行うことは可能になったが、これを実施する機能は、国際交流センター及び国際部を中心とした他の部局である。そのため、機構長は、実施に関して、同センターや国際部、他部局に対してどこまで指示をすることが出来るのかという責任と権限が曖昧である。国際戦略を具体化し、実施するためにも、また、国際交流に関わるリスクが顕在化した時に、責任のある対応をするためにも、機構内に国際交流センターと国際部を含む実

施機能を持つことが必要ではないだろうか。また海外から見たときに、国際交流窓口が複数あるかのごとく見えるのではないだろうか。

平成17年度の監事監査に関する報告でも指摘したように国際交流推進機構について、発足1年余の運営経験を踏まえて、その設置目的に沿う活動をするために組織の見直し・再編を検討する必要がある。

(2) 支援サービス上の課題

留学生や外国人研究者への支援として相談制度、宿舍の提供、奨学金制度等がある。これらの支援について旧国立大学当時の制度、仕組みが継承されているが、京都大学独自の支援サービスの仕組みの構築を含めて、以下の諸点について、そのあり方を再検討・見直しをする必要がある。

① 宿舍の整備について

留学生、研究者用宿舍は、国際交流会館（3カ所）として277戸あるが、入居希望者数から見ると極めて不足しており、学生寮にも日本人学生と混住して142名が入居している現状である（学生寮定員の約23%）。国際交流会館の宿舍は、学生寮に比べると良好な居住環境であるが、修学院本館のように築後20年余を経て、配水管、居室の内装、家具等が経年劣化している状況にあり、維持管理に相当の経費を必要とすると考えられる。これまで、留学生対策が、宿舍の例のように留学生専用を実施されてきたが、今後、留学生、研究者用の宿舍のみならず、これまでも指摘してきた学生寮、教職員宿舍等の厚生施設を含めて、大学として量的にも質的にも、どの程度まで、どのように整備するのか基本方針を早急に検討し、策定する必要がある。

② 経済支援について

本学に在籍する留学生の内、約80%が何らかの公的機関・民間からの奨学金または本学からの授業料免除等の経済的支援を受けている。この比率は、高いけれども支援される金額には、国費留学生（全留学生の約40%）と授業料免除（半額、全額）を受ける学生（私費留学生の約40%）とでは相当な額の違いがある。経済的支援は留学生に限らないが、特に留学生を対象にした学内雇用の促進、例えば、事前の十分な能力判定をすることを前提に、授業料免除と連動したTAやRA制度を導入することも考えられる。今後は、優秀な留学生を世界から迎えるためには京都大学独自の奨学生・留学生支援制度を構築する必要がある。

③ チューター制度の見直し

教育・生活支援の一つとしてチューター制度があるが、運用は、留学生の在籍する部局にその必要性の有無も含めて委託されている。留学生から見れば、日本人学生と直接、接することのできる機会でもあるので、チューターが行う支援の仕方等について国際交流推進機構等が全学的研修やガイダンス等を定期的実施することが必要なのではないかと。

④ 留学生等へのアンケート調査結果の有効活用

京都大学では、2001年に在籍中及び過去に在籍した留学生及び外国人研究者、交流協定を締結している大学等へアンケートを実施し、それにもとづき国際交流について自己・点検評価を行っている。また、国際交流センターでは、国際交流と留学生教育及び留学生支援制度について2002年と2005年に留学生、日本人学生、チューター、留学経験者、教員を対象にしたアンケートを実施している。これらの調査報告書には、留学生支援体制について生活支援のみならず、サポート体制のネットワーク化、指導教員やチューターとの関係のあり方、また本学学生への留学支援体制の改善等について多くの具体的な課題や提案がある。京都大学国際戦略を実現する観点から、全学的な課題として年次計画を策定し、積極的に解決されていくことが期待される。

学生支援に関する監査報告

1. 主な監査項目

- (1) 学習相談、生活相談、就職支援、課外活動等の組織的な取組状況
- (2) 学生支援のための諸施設の運営状況

2. 監査対象部局等

学生部、高等教育研究開発推進機構、共通教育推進部

3. 監査の方法

- (1) 平成18年7月12日に学生部長、学生課長、教務課長、センター長等担当者と現状と課題について面談した。
- (2) 平成18年7月13日に高等教育研究開発推進機構長、共通教育推進課長等と面談した。
- (3) 平成18年7月12日午後に課外活動施設のヨット部艇庫、カヌー部艇庫、ボート部艇庫を視察した。その他の主要な課外活動施設、吉田寮、室町寮等は前年までに視察済み
- (4) 学生支援に関する既存資料の調査

4. 監査結果

(1) 組織的な取組みの現状

ここでいう学生支援は、学習に関する相談・助言・支援、生活相談・就職相談・経済的支援の他、社会人・留学生への支援等、学生生活の充実のための組織的な支援を意味している。これらの多くは、法人化前からの国立大学で共通した枠組の中で実施されてきているが、京都大学では、注目される活動と施策が見られる。学習相談について教職員と学生による教育交流会プロジェクトの成果として約400名の教員のオフィスアワーがデータベース化され、全学共通教育教務情報システム上で公開されていること及び学生への経済的支援の拡充のために平成17年から授業料免除枠が3,000万円(110名分)拡大されたことである。

履修手続き案内等は、各部局の教務掛及び共通教育推進部の共通教育掛が窓口になって実施されているが、共通教育に関しては全学共通教育教務情報システムの機能拡充に伴って教務事務の大幅な合理化が実現している。課外活動の中長期的な課題への取組は、学生課学生企画グループが担当し、日常的な支援は、全学的な組織である学生センター(課外活動、奨学金、アルバイト、保険、住居等の生活相談)、キャリアサポートセンター(就職相談)、保健管理センター(健康相談)、カウンセリングセンター(悩みの相談)で機能別に組織化されて業務が行われている。各センターの利用者数は、経年的に増加している。特にキャリアサポートセンターでは、年間約3,000名を超える学生が利用しており、18年4月-6月の利用者数は前年比で倍増している。

こうした学生支援のうち厚生補導に関して全学的に協議処理する委員会として学生部委員会があり、厚生補導担当副学長と各研究科等から選出される委員によって構成されている。また、教育については全学的な協議をする場として部局長会議のもとに研究科長部会が設置され、同部会の専門的事項の諮問に応える教育制度委員会では、学部専門教育と大学院教育を検討対象としている。また、高等教育研究開発推進機構には、全学共通教育に関連して学部教育の教育体制について調整・協議する場として、全学共通教育委員会が設置されている。

支援サービスを受ける立場である学生の生活実態と要望を知るために2年毎にサンプリング抽出された学生を対象に学生生活実態調査が行われ、京都大学学生白書として公表されている。学生生活の実態を示す統計的なデータと共に、実態調査における自由意見は、「本調査」、「教育体制」、「大学の施設・設備」、「大学生生活全般」の各項目について多様な意見、要望が記述され、学生の生の声を知ることができるが、その中にはこれらの結果がどのように活用され学生支援業務の改善に役立てられるのかについて問うコメントが多い。また、別途京都大学生協でも毎年、学部学生を対象にした生活実態調査が実施されている。

(2) 経済的支援の現状

学生の学内雇用（アルバイト）の状況について調査が行われ、年間延べ約2,500名が雇用されているほか、京都大学生協で延べ230名が雇用されている。在学者に対する雇用者数（雇用率）は学部生で約6%、大学院生は約21%である。また、大学院生に限られるティーチングアシスタント（TA）として約2,400名、リサーチアシスタント（RA）として940名が雇用されている。在籍大学院生に対する雇用率は約40%である。

奨学金受給率は、平成17年度実績では、学部生で26.7%、大学院生で45.4%、授業料免除率は学部生で4%、大学院生で修士11%、博士20%である。このように経済的支援の現状は、学部生に対する支援が大学院生に比べて低い状況にある。

(3) 身障者への対応

教育支援の一部として身体障害者への対応は、これまでスロープの設置等のハード面の対策が中心になされてきたが、聴覚障害を持つ学生へのノートテイクや四肢障害者等の日常的な支援を必要とする学生の入学に伴ってソフト面からの対応が必要なケースが生じている。

(4) 課外活動施設、学生寮等の現状

課外活動のための部室は、体育会用が49室、文化系用が52室の他、吉田南キャンパスの4号館の19教室が課外活動のために提供されている。部室のうち特に西部構内の部室は昭和20年代築で老朽化している。また、学生寮は、吉田寮（定員147名）、熊野寮（同422名）、室町寮（大学院生用19名）、女子寮（35名）とあるが、いずれも築後40年以上が経過している。

5. 監査に基づく意見

学生支援に関して、学生部、共通教育推進部、各部局で組織的な取組が行われているが、現状の取組状況について次のような課題がある。

(1) 学生支援に関する組織的目標の具体化

学生支援のための目標を支援内容ごとに計画的に設定する必要がある。特に予算を必要とする経済的支援や課外活動施設・学生寮の整備については、組織的に充実・整備する目標を定めて、それを実現するための資金を確保する必要がある。例えば学生が支払う入学金、授業料の一定割合を学生支援経費枠として資金源を確保して戦略的、計画的に整備・充実することを検討してはどうか。

(2) 学生のニーズ調査の活用

学生部や京大生協が実施している学生生活実態調査の結果に対して、その後、両者の比較検討やどのような対応がなされたのか明確ではない。厚生補導に関しては、職務分掌で見限り学生部学生課学生企画グループが起案することになっているが、実地調査したところ学生部として3月に取りまとめた生活実態調査結果や過年度の調査に基づく具体的な検討や対応が開始されていない。また、学生部委員会委員を介して調査結果が部局へフィードバック

されることになっているが、その後の対応状況は学生部で把握されていない。調査の実施者として調査結果の活用方法、対応状況、結果を公表する必要がある。

教育体制に関する要望には、部局や教職員一人一人に対応すべき事項だけでなく、全学共通教育と専門教育との関係、各学部教育間の課題、全学共通教育教務情報システムの一元化や部局図書館の相互利用の仕組み等の全学的な対応が必要な事項がある。こうした教育の仕組みに関する学生の要望や意見に対応するには、例えば、全学共通教育委員会または教育制度委員会の検討対象を拡げて、学部教育の共通した枠組みを調整・協議することが必要なのではないか。

一方で、副学長等と学生代表との情報交換会が定期的に行われ、また、総長や副学長によるキャンパスミーティングが既に12回行われて、学生の具体的な質問・要望に対してその場で回答がされていることから高く評価される。しかしながらこうした会には、出席できる学生に限られることからミーティングでの話題や要望を整理して、HP上等で具体的に公開することによって、より多くの学生と情報を共有できるようにする工夫が必要である。

(3) 教務情報システムの全学展開

全学共通教育における教務情報システム(KULASIS)は、時間割、シラバス、履修申請、休講・補講・レポート情報、成績通知、呼び出し等まで一元的に情報化されており、アンケートによれば約9割の学生が少なくとも週1回以上はアクセスしている。その多くは自宅のパソコンから利用している。利用する学生からの評価も高く、また、共通教育推進部の学生相談窓口への訪問者数が本システムの機能拡大に伴って急激に減少していることから本システムによって学生の利便性が向上していることがわかる。また、事務処理の面からも発生源入力によってペーパーレス化が進み、業務の効率化にも役立っている。

学生からは、専門科目についてもこうしたシステムが利用できることや奨学金や授業料免除等の情報提供の一元化の要望が見られる。今後、学生サービスの向上と部局における教務事務の効率化のために KULASIS をベースとして全学の教務情報システムとして、さらにはそれを含めた学生に関する情報システムとして展開することが求められる。その際、セキュリティの確保には十分配慮する必要がある。

(4) 学生用諸施設の整備計画の策定

これまでどちらかといえば教育研究施設の整備が優先されてきたために、学生寮、食堂等の福利厚生施設や課外活動施設の老朽化が進んでいる。また、かねてから要望の強い自習室等の量的整備が全般的に遅れている。これらを今後どの程度まで、どのような資金で年次的に整備するのかについて全学的に検討を進める必要がある。

(5) 学生の学内雇用の促進

学生の学内雇用は、大学院生を対象にしたTA、RAとして実施されている他、多くは謝金で支払われるアルバイトとして雇用されている。謝金で支払うアルバイト雇用のうちには研究補助、事務補助として数ヶ月以上継続的に雇用されていると見られる例が相当数ある。また、障害者学生の日常的な支援等の新たな業務も必要になってきており、こうした継続的に行う補助業務に対する学生の雇用者数を拡大すると共に、業務中の事故等に対応するためにもTA、RAと同様に時間雇用職員(Office Assistant)として採用する制度を検討する必要がある。これには、学生部、人事部、部局事務部等の連携した対応が求められる。

環境マネジメントに関する監査報告

2. 主な監査項目

- (1) 環境マネジメントへの組織的な取組状況
- (2) 廃棄物、エネルギー消費、汚水、汚染物質等の環境影響要素の管理状況

2. 監査対象部局等

環境安全保健機構、施設・環境部、宇治地区事務部

3. 監査の方法

- (1) 平成18年9月7日に環境安全保健機構長、施設・環境部長等の担当者と全学的な取組みの現状と課題について面談した。
- (2) 平成18年9月20日に宇治キャンパスで化学研究所長、宇治地区事務部長等の担当者と宇治キャンパスにおける取組状況について面談した。
- (3) 両日、本部棟、文学研究科及び宇治キャンパスにおける廃棄物処理の実状について実地調査した。
- (4) 環境報告書等の環境保全に関する既存資料の調査

4. 監査結果

(1) 組織的な取組みの現状

(a) 環境報告書の発刊

京都大学は、平成14年2月に、環境憲章を制定し、「・・・大学活動のすべてにおいて環境に配慮し、大学の社会的責務として環境負荷の低減と環境汚染の防止に努める・・・」ことを基本理念として、環境マネジメントシステムの確立を宣言している。それに基づく環境管理活動の成果は、2006年度京都大学環境報告書として本年9月に公表された。本報告書は、環境・安全・衛生委員会のもとにワーキンググループ及びステークホルダー委員会が組織されて作成されたものである。京都大学として、初めて全学的な視点から環境影響要素の現状データの把握が詳細に行われ、総長のトップコミットメントと共に各研究科長とのインタビューによって環境保全へ向けた教育・研究の推進方針が宣言されており、評価できる。ただ、環境改善のために達成しようとする数値目標は、現時点では設定されていないが、本報告書を出発点として環境マネジメントシステムの構築に向けて環境目標管理システム推進WGが9月に設置されたのでその迅速な活動を期待したい。

(b) 環境安全衛生に関する組織的活動

現在、全学的な環境安全衛生等に係る業務を実施する組織として、環境安全保健機構、環境保全センター、保健管理センター等の6つのセンター及び施設・環境部環境安全課等がある。業務内容を調査審議・連絡調整するために、環境・安全・衛生委員会の他、エネルギーマネジメント、保健衛生、放射性同位元素、組み替えDNA実験安全等の対象項目ごとに委員会、管理委員会及びそれらのもとに各種の専門部会等がある。その数は、委員会等が9つ、専門部会が8つあり、さらにいくつかの部会等の設置が予定されている。このことは、法的に設置が義務づけられている委員会の他、環境安全衛生に関連する分野の多様性に対応するために必要に応じて設置されてきている。

平成17年4月に、環境安全保健に係わる6つのセンターが行う全学支援業務を、一体的な管理体制の下で効率的かつ効果的に行うことによって、全学の環境安全衛生活動を推進するために、環境安全保健機構が発足した。環境安全保健機構は、啓発活動、連絡調整を主な業務として、研修会、啓蒙活動等の活動をしており、施設・環境部環境安全課が、業務を担当している。ただ同課は、組織上は機構内の事務組織ではなく、また環境管理の中核である環境保全センターを含めて6つのセンターは機構の業務を支援する立場であり、その事務部門は、センター毎に分散している。このため環境安全保健機構は、支援をする組織の集まりであり、機構長とこれらのセンターや事務組織との関係における責任・権限が曖昧な状況にある。また環境・安全・衛生委員会と環境安全保健機構との関係・役割分担もやや不明確である。環境安全保健機構の設置目的である一体的な環境安全衛生業務が出来る実施体制になっているとは言い難い。

(2) 省エネルギーへの取り組み

全学的な省エネルギーのために、エネルギーマネジメント委員会が設置され、エネルギー管理者を部局等に配置してパトロール、啓蒙活動が行われている。その成果は、面積あたりの消費量が前年比2.8%減少させているが、一人当たりの消費量で見ると微増している。

(ア) 排水・廃棄物の管理状況

(a) 排水処理

排水・廃棄物管理については京都大学排水・廃棄物管理等規程に基づいて、環境・安全・衛生委員会が、基本的方策の審議及び部局間の調整を行い、発生源責任、発生源処理を原則にして部局長の行うべき排水・廃棄物管理事項を定めている。実験廃液の処理については環境保全センターを設置して集中処理している他、一部を外部委託して実施している。実験系排水は、環境保全センター、宇治キャンパス及び桂キャンパスの各集中処理施設で常時モニターしながら処理されているが、生活排水は、除害設備のある施設では、週1回モニターがされている。その結果によると京大生協等が運営する食堂からの排水に下水道法で定める水質基準を超えるノルマルヘキサン抽出物質（油分未処理）が検出される状況が年に数回生じている。また宇治キャンパスではそのモニターがされていない。食堂からの排水処理は、除害施設の改善と残留油分の拭き取りの徹底によって2002年度の検出件数に比べて2005年度には約1割にまで大幅に減少している。

(b) 廃棄物処理

生活系廃棄物（紙、プラスチック等）は、再利用できるものとできないものに分別して、学外で処理されている。実験系廃棄物及び特別管理産業廃棄物も学外処理されており、いずれの廃棄物も委託契約にもとづいて、マニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付し、最終処分まで排出者の責任を果たす体制になっている。廃棄物の量は、生活系、実験系共に、ここ数年、増加傾向にある。なお、医療系廃棄物は、学内で焼却し、無害化してから学外に搬出している。

建物等における吹きつけアスベストについては除去、飛散防止、入室禁止等の安全対策が全学的に実施された。また廃PCBは適切に保管されている。

5. 監査に基づく意見

環境マネジメントに関して、環境安全保健機構、施設・環境部、各部局で組織的な取組が行われているが、現状の取組状況について次のような課題がある。

(1) 環境安全保健機構における実施機能の強化

環境保全は、発生源における処理と責任が重要であり、この原則に基づいて、京都大学における環境対策が実施されてきた。しかし一方で、京都大学環境憲章で宣言しているように、大学全体で環境管理への積極的な取り組みをし、その成果を環境報告書として公表することが求められている。この意味から全学組織として環境安全保健機構が設立された趣旨は大きい。しかしながら京都大学独自の環境管理システムを全学的に実効のあるものとして実施するには、環境安全保健機構の当初の設置目的である啓発活動・連絡調整に加えて、環境管理システムの確立・維持を業務に加えることを検討する必要がある。その際、環境・安全・衛生委員会との関係の見直し、事務組織・人員の充実、諸委員会・専門部会の整理再編、各センターとの関係の見直しなどによって環境安全保健機構の業務実施機能を強化することを検討することが求められる。

(2) 環境マネジメントの目標設定、実施組織の一元化と環境監査の必要性

環境目標管理システム推進WGが設置され、環境影響要素毎の達成目標が近く設定されると期待されるが、同時に環境マネジメントを実施する組織体制の一元化が求められる。特に、環境マネジメントに関連の深い、環境・安全・衛生委員会とエネルギーマネジメント委員会は、統合も含めて一体的な運営が求められる。

今後、環境マネジメントの視点からどの主体で、どのように達成していくかを企画し、実施する組織の整備と共に、どれだけ目標が達成されているかをモニターして、実施主体にフィードバックする役割を持つ環境監査機能の整備が併せて必要である。

(3) 排水汚染物質への早期の対応

食堂等からの排水に一時的に水質基準を超える場合が年に数回検出され、その都度、グリーストラップや除害設備タンク等の清掃が行われているが、なお断続して発生していることから除害設備の改善・強化を含めて早期に対応するべきである。併せて学内の排水路マップを常に最新のものに整備して、水質基準を超えた排水に迅速に対応できる体制が求められる。

なお、生協食堂からの排水施設の維持管理、保守点検、整備清掃については、京都大学と京都大学生協との間で締結された福利厚生施設業務委託契約書に付帯する覚え書きによって同生協の負担で実施することが明記されている。したがって宇治キャンパスにおいても生協に対して排水モニターを実施し、その報告を求める必要がある。また桂キャンパスでは、PFI契約に含めて実施され、生協によるモニターは実施されていない。本学として責任体制を明確にするためにも各キャンパスにおける食堂からの排水について京都大学生協との連携を密にして排水管理の徹底を求めることが必要である。

(4) 環境対応キャンパスへの計画的な研修と投資

大学全体として環境保全機能を高めるためには、教職員、学生が、環境保全へ向けて共通認識を持って3R（リサイクル、リユース、リデュース）の行動をすることが求められる。そのためには、今後も啓蒙活動を継続して推進すると共に、建物の断熱強化、省エネ機器や節電のための人感センサーの導入など省資源への計画的な投資が必要である。

危機管理体制に関する監査報告

3. 主な監査項目

- (1) 危機管理への組織的な取組み状況
- (2) 地震、火災、水害、事故等の減災対策、発生時の対応等に対する取組み状況

2. 監査対象部局等

総務部、医学部附属病院、理学部の他9学部、高等教育研究開発推進機構

3. 監査の方法

(1) 平成18年10月18日に理学部で学部長、事務部長等と部局における危機管理への取組みの現状と課題について面談し、その後、理学部所管建物、植物園を視察した。

(2) 平成18年10月24日午前に総務部長、総務課長等と全学的な危機管理への取組状況について面談し、同日午後、医学部附属病院で病院長、副病院長、事務部長等の担当者と医学部附属病院における危機管理への取組状況について面談した。

(3) 学部学生の在籍する理学部を除く学部及び高等教育研究開発推進機構を対象に危機管理体制について書面監査を実施した。

- (4) 危機管理に関する既存資料の調査

4. 監査結果

- (2) 全学的な取組みの現状

大学における危機（リスク）には、業務上の錯誤、情報漏洩や交通事故等の日常的な事象から、地震・火災のような非日常的な事象までであるが、今回は、吉田キャンパスにおける災害等の非日常的な危機への対応状況を主な監査対象にした。

火災については、京都大学防火規程が制定され、総長の総括の下で部局毎に防火管理者において防火活動を実施し、火災が発生した場合における消火・延焼防止のために自衛消防隊・団を置いている。

地震については、耐震補強対策を検討した地震防災検討会からの提案に基づき、施設等の耐震化推進方針が平成18年5月に策定された。同検討会の下で平成18年5月までに施設全面積のうち88%について耐震性能診断が実施され、残り12%についても18年度中に耐震診断を実施する予定になっている。それによると保有施設の25%について耐震補強が必要であり、今後、こうした総合的な耐震診断結果に基づく緊急度判定によって優先度の高い施設から耐震化を進められることになった。また当面の安全対策として、危険物品、ロッカー等の転倒防止、避難対策等についてガイドラインが提示されている。そして平成8年に策定された「京都大学における地震対策について」の全面的な見直しが行われつつあり、その第一歩として地震発生時の連絡網は、暫定版が策定された。

危機に対応した学生の安全確保については、学生部危機対応計画が学生部委員会「学生の安全対策検討WG」で策定されている。本計画は、学生の安全・安心に関する危機リストの評価に基づいて単一部局対応（レベル1）、複数部局対応（レベル2）、全学対応（レベル3）の3段階のレベルのうちレベル2以上の危機が発生した場合に実行すべき対応、どの部署がどのような対応をするかについてマニュアル化している。また危機対応業務の進め方につい

てICS(Incident Command System)を用いた基本的な考え方を示して、すべての組織レベルにおける危機に対応する標準的な組織運営システムのあり方を提示しており、今後、危機に対応した部局レベル、全学レベルにおける防災組織の見直しの指針となる。

しかしながらこうした全学的な方針や考え方が部局や教育研究の現場でどの程度、周知され実効的な危機管理体制になっているかについて全学的に把握がなされていない現状にある。現在、総務部では、災害だけでなく業務、情報、不祥事、事件・事故等について想定されるリスクの評価を行っており、それを基にして対応が不十分なリスクの洗い出しを行っている。

(2) 部局における取組み状況

実地監査をした理学部では、平成18年8月にこれまでの消防計画を全面的に見直し、火災予防、自衛消防、震災対策等について組織編成、点検組織・基準、点検表を併せて制定している。ただ、現時点では、新消防計画は、部局HPで公表され周知されたが、制定直後であり、点検活動等は未実施である。実地監査後、理学研究科1号館地下廊下ダクト部分が加熱して発火した事故が発生した。適切な初期消火で大事に至らなかったが、避難連絡・確認方法、自衛消防隊活動等に実施上の課題があることが明らかになった。また予防管理対策として日常の点検・啓蒙活動の重要性等を再認識する事故になった。

理学部以外の9学部及び高等教育研究開発推進機構へは書面により監査を実施した。その結果によると見直し中を含めて消防計画は策定されているものの、それに基づく火災予防教育訓練・点検活動を定期的に行っているのは、5部局である。地震等の発生時における避難方法の周知等は、工学部を除いて実施されていない現状にある。また転倒防止等の対策も実施済みの薬学部の他は、危険物等を対象にして一部しか実施されていない状況である。

医学部附属病院では、院の内外で発生した災害に対する災害対策マニュアルを整備して災害規模のレベルに応じた救急医療体制、連絡体制を具体的に策定している。また災害時における大学病院間の相互応援体制や京都府救急医療情報システムに参画して、院外とのネットワーク体制を整備している。ただ災害、テロ等を想定した訓練が実施されているが、日常業務を行いながらの訓練なので参加できる関係者が限定されているため病棟ごとにチームとしてどれだけ対応できるのかは検証されていない。

5. 監査に基づく意見

(1) 実効性のある危機管理へ

危機管理は、教職員、学生が共に、リスクに対してその可能性、対応等について共通の認識を持つことが出発点である。ハラスメントや情報セキュリティのような日常的なリスクから火災、震災の様な非日常的なリスクまで多様なリスクに対してこれを実現するのは、平穏なキャンパス環境のもとでは、困難な点が多い。しかしながら「構成員の安全・安心」を担保するためには、教職員、学生、特に新生や新任教職員に対して、部局レベル、研究室レベルで学内における多くのリスクに対応するための資料を整備し、ガイダンスを実施する必要がある。

(2) 現場を重視した災害時の危機管理体制の構築

災害等の発生時に被害を軽減するには、発生現場で瞬時の適切な対応が求められる。その原点は「自らを守ること」を前提にして「右手は自分のために、左手はチームのために」をモットーにしたチームとしての行動である。そのためには、予め、研究室等で小チームを構成して対応を予習しておくことが必要である。チームを構成する人数は、一般に6-7人程

度で構成するとリーダーが各人の行動を把握できるといわれている。全学レベルや複数部局で災害対応体制を立ち上げるのは災害の発生後、一定時間が経過した後にならざるを得ない。学生部危機対応計画でも部局レベルにおける災害時の具体的な対応は示されていないが、部局レベル、さらに研究室レベルで教職員、学生が小チームとして行動できるように危機管理に対する意識を共有し、行動する仕組みを構築することが、実効的な減災のためには必要である。また一つの建物を複数部局が利用している状況が増加してきており、部局間で連携した危機管理の仕組みづくりが求められる。

医学部附属病院では、災害発生時の入院患者、外来患者の避難誘導のチームリーダー（病棟医長）、チームメンバーの役割分担や入院患者への避難経路の周知等は具体化されていない現状なので大規模な訓練のみならず、チームごとに事前確認、リハーサル、事後検証等を繰り返して関係者間の災害発生時の対応について共通理解を得る必要がある。

法人化後、労働安全衛生法に対応して職場環境の安全性を阻害するリスクの軽減に向けた日常活動が行われ、成果を挙げつつあるが、火災や震災等に対しても日常的な啓蒙と検証によって、構成員がリスクに対して共通理解を持ち、実効性のある対応ができるように事業場毎の衛生委員会に準じた事業場防災委員会（仮称）といった仕組みが求められる。

（3）危機管理体制の整備

① 危機管理専任組織の必要性

現在は、原則として部局ごとに危機管理に対応することになっているが、火災、震災等の災害に関しては、多くの部局で学生も含めた現場での対応策が、十分には確立されていない現状にある。災害の規模によっては、避難方法・場所等について部局を越えて連携協力すべき多くの課題がある。こうした災害等への危機対応について、部局、部局間、全学のそれぞれのレベルにおける危機管理体制の進捗状況の把握や必要な支援をする組織、例えば、危機管理室等の専門的な組織を全学的機能として設置すること等を検討する必要がある。併せて現在、全学及び部局ごとに緊急時の連絡網は整備されているが、学生を含めた発見者等が第一報を入れる学内緊急電話番号を覚えやすいものに統一することを検討してはどうか。

② 危機管理に関する諸規程の見直し

これまでそれぞれのリスクに関する規程が必要に応じて整備されてきたため、規程の内容には精粗があり、リスク管理体制として整合性が十分ではない。例えば、ハラスメントや情報セキュリティについては、発生したときの対応がガイドラインとして詳細に規定されている。一方、部局における震災、火災や水害、学内外における教職員・学生の関わる交通事故等のリスクへ対応する規程、ガイドライン等の整備状況は、全学的には十分把握されていない。また京都大学防火規程は、昭和43年に全面改定されてから見直されておらず、火災報知用サイレンの吹鳴や宿日直員、電話交換職員の役割等が記載されている等、一部現状の体制とあわない個所があり、実効的な防災体制の観点から全面的な見直しが必要である。

③ 危機管理統計とその分析

日常的業務におけるリスクを可能な限り少なくする方策の一つとして、多様なリスクが顕在化して事故やミス、盗難、不祥事に至った場合を危機管理統計として全学的に集めて、その原因、背景を分析することによって再発防止策の策定に役立てる必要がある。現在は、ケースごとに関係部局で処理されているが、これらをリスクの再評価に活用すると共に再発防止の観点から全学的に役立てる仕組みが必要である。

(4) 学外との連携体制の構築

これまでも消火訓練等については、消防署の協力を得て実施されてきているが、地震等の災害の時ににおける地域自治体の防災体制に、大学として避難場所の提供、救命救急医療、ボランティア活動等による地域と連携した対応が必要になる。そのため事前に京都市、宇治市等の関係自治体との間で震災時の対応について協議し、連携協力体制を構築しておくことが必要である。現在も一部教員が専門的な立場から自治体の防災計画に参画しているが、規模の大きい事業所である京都大学として学内の防災体制の整備と共に地域の防災体制に組織的に関わることが大学の社会的な責任の一つとして求められる。

施設マネジメントに関する監査報告

1. 主な監査項目

- (1) 施設マネジメントへの組織的な取組み状況
- (2) 施設利用実態調査システム（Net-FM システム）の稼働状況
- (3) 質の向上、スペースの有効活用、コスト削減への取組み状況

2. 監査対象部局等 施設・環境部及び農学研究科

3. 監査の方法

- (1) 平成18年11月15日に施設・環境部で施設・環境部長、担当課長等と施設マネジメントに関する全学的な取組状況について面談した。
- (2) 平成18年11月22日に農学研究科で研究科長、事務部長等と部局における施設マネジメントに関する取組状況について面談した。
- (3) 施設マネジメントに関する既存の資料調査

4. 監査結果

(1) 全学的な取組み体制

施設マネジメントは、スペース、クオリティ及びコストについて施設の効率的な活用のために、いわゆる PDCA (Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善)) サイクルを実施することである。本学における施設管理は、使用している部局の権限と責任で実施されているので、部局毎の施設マネジメントと全学レベルの施設マネジメントが重層的に実施される体制になっている。スペースは、大学全体では、国立大学法人等建物基準面積算出表に基づく基準面積と大型機器設置等の加算面積によって必要面積が積算されている。京都大学の現有面積は、必要面積の約85%である。

京都大学では、役員会の諮問に応じるために施設整備委員会が設置され、建築物その他の施設の環境整備の方針等について全学的な検討を行い、同委員会のもとに各キャンパスと歴史的建築物及び町家キャンパスについて専門委員会が設置され具体的な検討・調査を行う体制になっている。同委員会では、これまで概算要求事項の選定の他に桂キャンパス整備に伴う吉田キャンパスの再配置計画の見直しや耐震化推進に取り組んできている。また、担当理事が既存施設の利用状況、問題点の把握について、現地で直接、使用者から意見を聞く試みを続けている。

全学の施設管理に関わる業務は、施設整備については、施設担当理事のもとで施設・環境部が担当し、固定資産としての管理は、財務担当理事のもとで契約・資産事務センターが担当している。

(2) スペース管理の現状

施設の利用状況を把握するために施設実態調査 (Net-FM) システムが平成16年6月から導入されている。このシステムは、キャンパスを総合的・有機的に再配置するために国立学校施設実態調査のデータを基礎にして、施設利用者が利用状況を入力することによって施設管理データベースが作成される。利用情報の入力状況は、平成18年11月現在で41部局

の内26部局が入力済みであるが、全面積でみると22.5%のデータしか入力されていない。2年半を経てもシステムを構築した本来の目的である効率的な利用へ向けた検討・活用ができる状況に至っていないが、これは、施設マネジメントへの理解が不十分であると共に、システムの具体的な活用方法が明示されていないために利用者によるデータ入力が進んでいないのが一因である。

京都大学では、施設の再配置・有効利用に関する基本方針（平成12年6月建築委員会決定）として、新築、増築に伴って生みだされた面積の20%を全学共用スペースとして、プロジェクト研究等の他、教育・研究に利用することを定めている。これまでその対象建物面積約18万m²のうち約6.3万m²（35%）が全学共用スペースとされている。その約7割が共通スペースとして、また3割が競争的スペースに区分されている。桂インテックセンターのように計画段階から共同研究スペースを設け、そのための利用規程が整備されている施設もあるが、全学的な全学共用スペースに関する利用規程はなく、多くの全学共用スペースは、部局内、複数部局内で利用されているが、その利用状況は公表されていない。

（3）クオリティ管理の現状

施設の安心・安全性向上の観点から耐震補強を中心として地震防災検討会で耐震化推進方針が策定され、補強の必要性の緊急度判定に基づいて整備順位と当面の安全確保の予防対策・避難対策が策定された。また、アスベスト対策は、全学で調査が実施され体育館内の除去をはじめ、飛散の恐れのない建物内についても順次、除去作業が進められている。

キャンパスアメニティ向上計画が策定され百万遍門・幹線道路の整備が行われた。今後も、本部構内全域を対象にしたキャンパス環境を維持するための美化計画が策定中である。

施設の維持管理は、使用する各部局が実施することを原則にして実施されているが、部局の予算規模、事務機能等の制約から維持管理状況について部局間格差がある。

（4）コスト管理の現状

スペースの確保、クオリティの改善には多額の費用を必要とする。建築コストを軽減し、質の高い建物を建設するために、PFI事業による整備や総合評価落札制度が導入されているが、その費用対効果について、今後の維持管理状況を踏まえて有効性を立証していくことが求められる。

点検・保守・清掃等の施設の維持管理のために運営費交付金の中に1m²あたり1,110円—1,440円/年、劣化防止費として1m²あたり500円/年が部局予算に積算されている。PFI方式の場合には、契約に維持管理経費が含まれているので運営費交付金には積算されていない。例えば農学部総合館のPFI方式の場合には、1m²あたり2,400円/年をかけている一方で、部局で施設の維持管理のために使用している費用は、積算分の半分以下しか使用されていない事例があった。

（5）部局における施設マネジメントの実施状況

部局における施設マネジメントの例として今回の監査では農学研究科における実施状況を監査した。

農学研究科では、農学部総合館の改修がPFI方式によって進行中で、現在、6期計画の第3期改修中である。PFI方式は、改修後の清掃等の維持管理費用も含まれているので部局からみて負担が軽減できているが、改修に伴うドラフトチャンバー等の付帯設備の一部が含まれておらず、同じ部屋の中でPFI対象の設備と非対象の設備が混在するため、維持管

理を複雑にしている。改修の進捗に応じて毎年、一時移転をしていることもあり Net-FM システムへの入力着手されていない。

改修建物以外の建物(旧農業簿記研究施設等)の老朽化が著しいため部局で補修しており、施設整備費でアスベスト除去を進めている。

農学・生命科学研究棟は、新設建物であり、20%を全学共同利用スペースとして利用することになっているが、現在、環境制御温室として農学・生命科学共用の恒久的設備が設置され、利用されている。こうした複数の部局が利用する建物の維持管理については、共通スペースの利用も含めて両部局で組織的な対応を検討中である。また宇治キャンパスに分散している農学研究科のスペースの吉田地区への統合、高槻の附属農場の移転等について部局で検討が進められている。

5. 監査に基づく意見

(1) 施設マネジメントへの共通理解

施設マネジメントが機能するには、使用している教育・研究・医療の現場でスペース、クオリティ、コストの視点から施設の現状における問題点を具体的に把握することが出発点である。それをもとに改善計画の立案、実行、評価、計画の見直しといわゆるPDCAサイクルを動かすことになる。

各部局の整備率(保有面積/必要面積)には、組織の新設・再編に伴って部局間で大きな格差があり、部局における施設管理が原則であっても、全学的な部局間の調整や再配分に取り組む必要がある。このため国立学校建物基準面積算出表に準じた必要面積の算出方式や加算面積の考え方及び必要面積を超えて使用する場合の負担方法について施設整備委員会で検討が開始されており、その成果が期待される。その際、こうした方針や加算面積の算定方法等の基本的な考え方について全学的な共通理解を事前に持つ必要がある。

現状調査のために導入されている施設実態調査(Net-FM)システムへの利用者入力が進んでいない現状について、利用目的が曖昧なこともその一因であるので、利用実態を踏まえて部局における研究室間のスペースの不均衡是正、施設の整備率を全学レベルで是正するのに活用する等を共通した理解として一層の活用を図る必要がある。

(2) 全学共用スペースの活用方法の見直し

全学共用スペースの約70%は、共通スペースとして複数部局が使用するスペースやラウンジ等の不特定の利用者に使用されている。残りは、競争的スペースとして、その建物を利用している部局内または部局間で一定のルールで利用者を決めている状況にある。

こうした全学共用スペースの利用については、全学で運用できるような仕組みとその規程を施設整備委員会等で検討する必要がある。

(3) 施設の維持管理方式の見直し

施設は、適切な点検・保守・清掃が実施されて質を維持することができるが、積算されている維持管理費が部局予算総枠の制約等のために、積算額がそのまま、施設維持に使用できないか、または使用されていない状況にある。維持管理は原則として部局で行うことになっているが、全学経費で行う維持管理との基準が明確にしにくいこと、複数部局が使用する建物が増加し、建物の一体的な維持管理が求められること、また施設維持費を効果的・効率的に使用するために、これまでの部局ごとの維持管理から一部または全部を全学的に維持管理する仕組みの有効性を検討する必要がある。

(4) 施設マネジメントに係る内部統制の改善

全学的な施設マネジメントは、総長の付託の下に施設担当の理事を置き、事務組織として施設・環境部が実務を担当している。さらに各固定資産管理単位(部局)に管理者を置いて、担当施設の管理と有効活用をする責任と権限を付託している。こうした責任と権限を委譲することは、業務の効率化と迅速性を高めるためにも施設マネジメントに限らず必要な機能である。しかしながら、経営者レベル(担当理事、役員会)、管理者レベル(部局長)、担当者レベル(施設・環境部、使用者)間で相互に情報の共有、モニタリング活動が十分でないため、部局内の施設や全学共用スペースの利用状況、維持管理の実施状況や課題が十分把握されておらず、その改善に向けた方針や作業が適切に部局や役員レベルに伝わっていない状況が見られる。

京都大学会計職務権限規程でも決裁権限を下位者に委譲しても上位者の全般的な責任は免れないとし、権限を委譲された者は行使した結果について委譲者に報告する必要があるとしている。施設管理業務に関して業務の適正確保、内部統制の観点から全学的な施設マネジメントが各レベルで一元的に機能するように、各レベル間で一層の情報の共有とコミュニケーション、モニタリング活動が必要である。

産学連携、知的財産管理に関する監査報告

1. 主な監査項目

- (1) 産学連携、知的財産管理への組織的取組状況
- (2) 産学連携、知財管理に係る財務状況

2. 監査対象部局

国際イノベーション機構、国際融合創造センター、研究推進部及び医学研究科

3. 監査の方法

- (1) 平成19年1月17日に医学研究科で「医学領域」産学連携推進副機構長、事務部長等の担当者と部局における産学連携、知財管理への取組状況の現状と課題について面談した。
- (2) 平成19年1月19日に国際イノベーション機構長、研究推進部長等の担当者と全学的な産学連携、知財管理について面談した。
- (3) 平成19年1月29日に国際融合創造センター長と産学連携について面談した。
- (4) 産学連携、知財管理に関する既存資料の調査

4. 監査結果

4. 1 全学的な取組状況

(1) これまでの経緯と組織

大学における産学連携、知財管理に関する活動は、国の政策として法整備と各種支援制度が、急速に拡充・進展してきた。京都大学における組織的な取組みもこれらの動きに対応・連携しつつ、組織が整備されてきた。同時に活動の基本方針として2003年12月に「知的財産ポリシー」、2004年3月に「産学官連携ポリシー」を定め、2007年4月に産学連携に係る利益相反ポリシーを定める予定である。

1996年のベンチャー・ビジネス・ラボラトリーが設置されたのに続いて、2001年の国際融合創造センター、2003年の知的財産企画室、2005年にスーパー連携室が設置された。また事務組織として研究・国際部（2006年に研究推進部に改組）が整備されてきた。さらにこうした産学連携に係る諸組織を一元化して、全学的な産学連携活動を推進し、支援する組織として国際イノベーション機構が2005年に設立された。同機構には、国際融合創造センターの融合部門が産学官連携推進部として加わり、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー、知的財産部、スーパー連携室の4つのサブ組織から構成されている。事務機能として研究推進部の産学官連携課が知的財産部及び産学官連携推進部の事務の一部を、工学研究科事務部がベンチャー・ビジネス・ラボラトリー及び産学官連携推進部の事務を一部分担している。

また国際イノベーション機構と連携しつつ、医学領域（医学、薬学、生命科学、ウイルス研等）を対象にした「医学領域」産学連携推進機構が2004年に設置された。

(2) 活動状況、経費、人員

具体的な活動状況は、2005年度でみると①特許出願件数、国内329件、海外214件 ②技術移転収入約2200万円 ③機構内の共同研究・受託研究の成約20件、5.1億円（全学で共同研究約500件、受託研究約700件、計115億円）④研究成果の公表

⑤学内外で広報・啓蒙活動 ⑥技術相談活動等を活発に行っている。また、これまで65社の京大発のベンチャー企業が設立された。

こうした知的財産及び産学連携推進に係る経費は、収入として全学の共同研究費契約のオーバーヘッド10%（年間約1.4億円）、各種プロジェクト経費及びライセンス料等の合計約3.4億円、支出として特許費用約1.7億円、人件費1.1億円（定員内教職員経費は除く）、事務費等約0.6億円を費やしている。この他、国際融合創造センター及びベンチャー・ビジネス・ラボラトリーに配分される運営費交付金を活動経費、施設維持管理等に費やしている。機構業務に関わる人員は、定員内教員9名、任期付研究員15名、パートタイム職員等26名の合計50名及び研究推進部産学官連携課職員8名（事務所補佐員3名）で運営されている。

機構内の組織別には、産学官連携推進部に国際融合創造センターの融合部門（教授4名、助教授2名）が機構に加わっているが、知的財産部は、任期付研究員15名、事務補佐員9名、顧問契約者4名、派遣職員3名で構成され、本部・吉田拠点、桂、宇治、医学領域、情報メディアの各拠点に配置されているが、定員化された教職員はいない。ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーには期限付き定員による助教授枠1名（平成21年度まで）、講師枠1名、助手枠1名（平成19年度まで）が配置されている。

このように国際イノベーション機構は、組織、人員、資金共に複合的であり、組織運営が一元的に行われる状況にない。また機構長が知的財産部、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー、スーパー連携室の長を兼ねており、組織の継続性、安定性、内部統制の観点から課題がある。これには、国のプロジェクト的な施策に伴って整備・拡大が時限的に実施されてきたことが背景としてある。また組織名称について学内では理解されているとしても学外からは、国際イノベーション機構と国際融合創造センターの違いとその関係、機構内組織の各部門の名称も産学官連携推進部、スーパー連携室、産学官連携課等について機能分担をイメージしにくい。

4.2 「医学領域」産学連携推進機構

部局を越えて医学領域における知財の発掘・集積、技術移転、ベンチャー設立・運営するために「医学領域」産学連携推進機構が設立されている。同機構内には産学連携オフィスとインキュベーション・プラザがある。同機構は、(社)芝蘭会との間で産学情報交流事業を連携して活動している。活動しているスタッフは、国際イノベーション機構知的財産部のサブ拠点として5名（研究員2名、職員3名）、機構職員として3名（研究員1名、職員2名）、産学情報交流事業のために芝蘭会から支援された3名（客員助教授1名、研究員1名、職員1名）が配置されている。さらに医学研究科社会健康医学専攻知的財産経営学コース（科学技術振興調整経費によるプロジェクト）の教員（教授1名、助教授1名、講師1名、助手1名）及び職員2名が教育業務、制度設計支援等を行っている。要している経費は、国際イノベーション機構知的財産本部整備事業費、科学技術振興調整費、外部資金及び部局経費で行われており、総額は、国際イノベーション機構負担分を除いて年間約1億円である。

具体的な活動として、共同研究の仲介、研究成果物の移転に伴う契約及び特許申請等であるが、そのなかで成果移転に伴う件数は、年間約400件（内、海外との契約が約300件）ある他、各種セミナー、人材育成、事業化支援等を行っている。

同機構は、HP上で積極的に情報発信を行っており、関係教員のシーズを公開している他、機構の機能と窓口を明示しており、外から見て分かりやすい構成になっている。部局又は複数部局間領域で行う産学連携推進組織の一つの先行モデルといえるが、一部部局への経費負

担に偏りが見られる。また、国際イノベーション機構と同様に有期雇用教職員が多く、組織の継続性や数多い海外との契約業務に学内事務が対応できていない等の課題を抱えている。

5. 監査に基づく意見

(1) 産学連携推進組織の再編の必要性

京都大学産学官連携ポリシーにあるように窓口の一本化、オープン性や責任を明確にした全学的な支援・推進体制になっているかについて国際イノベーション機構、国際融合創造センター及び関連する事務組織の関係を見直し、組織内の業務、人事及び資金管理が一元的に行われるように再構築する必要がある。

産学連携に関わる組織は、研究活動のP D C Aサイクルのうち特にC（検証、評価）、A（活用、見直し）の段階で機能する必要がある。そのために検討すべき点は、産業界とのリエゾン機能や知財管理機能を強化し、京都大学における広汎な学問領域と分散しているキャンパスに対応できるような組織化である。例えば医学領域で実施されているような学問分野別の拠点群を形成するのが適切でないか。また外から産学連携用のシーズが見えるように学問分野ごとの研究活動情報（研究データベース）を公表する仕組みを併せて検討する必要がある。そして知財管理等に伴う事務機能の共通部分は、一元化して効率化を目指す組織化を図るべきである。

(2) 産学連携推進のための基盤的人員と経費

現在、学内で産学連携推進に関わる教職員の多くが、有期雇用であり組織の安定性、責任体制、業務の継続性の観点から問題がある。少なくとも基盤となる人員と経費は、全学的組織として整備する必要がある。特に、平成20年3月には、知財本部整備事業費及びスーパー産学連携本部補助金が終了する予定であり、同種のプロジェクトが新たに設けられる可能性はあるものの、産学連携推進のための基盤部分の人員については、常勤教職員（いわゆる定員）を適正配置する必要がある。その際、自身の研究活動よりも産学連携に関する活動が必要となることから教員と職員の間隔的な専門職として導入することを検討する必要がある。また経費は、現行の産学官連携推進経費（共同研究費の10%のオーバーヘッド分）や受託研究に伴う間接経費の一層の透明性と有効活用を図るべきである。

(3) 有期雇用教職員の処遇改善

産学連携に係る業務の多くの活動が有期雇用教職員で維持されている。経費の変動及び人事の流動性の観点から有期雇用教職員の雇用は不可欠であるが、その処遇は見直す必要がある。有期雇用教職員の月額報酬は、定員内教職員と同一の算定方式によるが、現行の退職金の算定方式は、短期雇用者にとって不利なものであり、産学連携等の専門職への年俸制の導入等、新たな人事制度の枠組みを検討するべきである。

(4) 特許の取り扱い方式の見直し

京都大学の平成18年度までの特許の出願数は国内1095件、外国569件、その内、特許として現在保有している件数は、国内に82件、外国23件である。平成17年度の出願件数は、国内329件、外国214件である。

国内の特許出願・審査料等は、平成19年3月までは免除され、海外申請については科学技術振興機構から出願支援経費があるものの、その後の申請及び特許の維持については、法人負担になる。特許は、ある種の先行投資であるとはいえ、必要とする経費を勘案しつつ、法人として保有する特許を精選する仕組みを構築する必要がある。また特許に伴う紛争等のリスクについて予め検討しておく必要がある。

平成16年度及び平成17年度監事監査で述べた 監事意見への対応状況に関する監査報告

1. 主な監査項目

- (1) 平成16年度及び平成17年度監事監査に基づく意見に対する対応状況
- (2) 実施上の課題

2. 監査対象部局

経営企画本部及び教育研究推進本部の各部、秘書・広報室、理学研究科、医学部附属病院、フィールド科学教育研究センター

3. 監査の方法

平成17年度の監事監査に基づいて監事意見として指摘した5つの事項、21項目についてその後の対応状況を監査室と連携して延べ31の部局及び部課センター等(以下担当部署)へ書面照会により調査した。担当部署ごとの取組状況について、取組状況の概要を基に①実施済 ②一部実施又は実施予定 ③検討中 ④未実施に分類した。なお実施内容が不明確な事項については再照会して確認した。

4. 監査の結果

(1) 対応状況の概要

対応状況の詳細は、添付の取組状況等調査表に一覧にしている。取組状況を以下に要約した。()内は、対応状況を◎:実施済 ○:一部実施または実施予定 △:検討中 ×:未実施の記号で示す。複数部局で対応している項目は、記号の後に対応部署数を表示している。

意見1 平成16年度監事監査に基づく主な意見への継続した対応状況

- ① 学生の学内雇用機会の創出 (○2)
- ② 学生自習室、学生寮の整備等の学生支援の促進 (△)
- ③ 事務組織改革・業務見直しに伴う内部統制・リスク管理体制の強化 (◎1、○2、△3)
- ④ 業務改革の事後評価のために定量的な指標を導入すること (○)
- ⑤ 職員の業務に対するモチベーションを高めるような人事制度、人事政策の導入 (◎)
- ⑥ 業務費、一般管理費のみならず、科学研究費、外部資金等を含めた大学活動に使用する経費の執行状況の把握と見直し (◎)

意見2 アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜への具体策の実施

- ① アドミッション・ポリシーの周知方法の改善 (◎)
- ② アドミッション・ポリシーに基づく新しい入試枠の検討及び実施 (△)

意見3 遠隔地施設における業務上の課題の改善

- ① 遠隔地施設における活動に関する広報の強化 (◎)
- ② 一部遊休施設の有効活用を図るための方策 (△)
- ③ 海外拠点の法的位置付け (△)

- ④ 戦略的な海外拠点計画 (△)
- ⑤ フィールド教育の拡充と学生支援策 (△、×)
- ⑥ フィールド教育へのインセンティブのある予算配分 (◎)
- ⑦ フィールド教育に関わる教職員の処遇改善 (△)
- ⑧ 教職員用宿舍の学生利用への開放 (△)
- ⑨ 会議開催数の縮減と業務連絡の効率化 (○1、△2、×1)

意見4 環境保全及び安全管理業務の実効性向上

- ① 化学物質管理システム利用状況の検証の継続 (◎)
- ② 環境マネジメントへの積極的な取組 (△)

意見5 個人情報保護への全学的な理解の促進

- ① 個人情報保護に対する担当者の理解・認識の促進 (△)
- ② パソコン等における個人情報の取り扱いの運用マニュアルの必要性 (△)

この結果、担当部署の延べ取組項目31項目のうち、実施済みは7項目(23%)、一部実施又は実施予定が6項目(19%)、検討中16項目(52%)、未実施2項目(6%)である。平成16年度に指摘した事項を含めて殆どすべての項目について着手され、改善が進行中であるが、検討中の課題が多く改善業務のスピードアップが求められる。

(2) 実施上の課題

検討中や未実施の項目には、大別すると以下のような課題が提起された。

- ① 学生寮整備へ学生との協議が不調
- ② フィールド教育の拡充のための人、予算、施設上の制約
- ③ 国立大学法人法の出資上の制約のため海外活動拠点への法人格取得の困難さ及び国外法上の制約
- ④ 環境マネジメント、研究支援業務等への専門的な人材確保の必要性
- ⑤ 会議等の開催数の縮減、諸委員会の統廃合は、学内合意形成の仕組みに関わり、容易でない
- ⑥ リスクの内容に応じた担当部課の不明確さと複数部課が関わる事案への統一的な対応不足

5. 監査に基づく意見

(1) 課題解決への道筋の明確化

過年度に指摘した事項の内、すべての項目について改善へ向けた取組がなされ、ほぼ半数の項目について、実施又は一部実施されており、業務改善へのPDCAサイクルが動きつつあるものとして評価できる。ただ担当部署別に見ると1年を経てなお検討中の事項が多い。実施上の課題を担当部署内で解決できるのか、他の部署との連携や全学的な対応が必要なのか等の課題解決への道筋を明らかにする必要がある。またすでに取り組んで実施した結果についても評価・見直しも引き続き行い、新たな課題発見・改善への取組が期待される。

(2) 課題解決へのスピードアップ

業務改善を実施する際や実施途上で何が問題なのかを組織の上下や横断的に共有し、組織として課題解決への仕組みとスピードアップが必要である。職員のモチベーションを高めるためにグループ長以上を対象に目標管理制度が導入されたが、法人としての中期計画、中期目標に基く各部署の業務目標と個々人の業務目標を具体的に関連づけて課題をどのグループが何時までにどのように取り組むかを明らかにして課題解決へのスピードアップを図る必要

がある。

(3) 具体的な企画・提案の必要性

指摘した事項を実施するには人及び資金を必要とされる案件が多いが、平成19年度予算編成方針で戦略的・重点的に配分する経費枠が設けられ、新規事業の提案が可能になっているので担当部署からの具体的な企画・提案が期待される。特に、学生支援経費が明記されており、例えばフィールド教育支援に特化した学生奨学制度など担当部署から具体的な支援策の提案が必要である。

(4) 柔軟な学生雇用制度の実現

平成16年度及び17年度に指摘した学生の学内雇用の促進は、短期的なアルバイト雇用の他、TA（教育助手）、RA（研究助手）に準じて時間雇用職員として事務業務に雇用する制度が平成19年4月から導入される予定であるが、学生の立場に配慮した柔軟な制度設計と運用が望まれる。

おわりに

本年度は、国立大学が法人化された3年目であり、大学内の業務は新しい仕組みの過渡的な段階から実績を積み上げている段階の年度である。監事業務も試行的な監査から実効的な監査を目指して監査方法、報告方法等に改善を加えた。すなわち重点テーマを月ごとに定め、テーマごとに監査内容の精度を高め、それに基づく監査意見への迅速な対応を求めて監事レポートとして学内外に報告した。

臨時監査として実施した国際交流、学生支援、環境マネジメント、危機管理、施設マネジメント、産学連携等はいずれも全学的な課題として、国立大学法人京都大学中期目標、中期計画及び年度計画に記載されている項目である。これらは中期計画年度の過半を過ぎて検討中から具体的な成果が求められる業務であり、各担当理事の下で業務の実施、改善・改革が進行している。しかしながら、実地に業務を調査すると当然のことながら進捗の程度に違いがあり、一層のスピードアップが求められるものやまた新たな課題も生じている。その具体については監査結果を意見として提起した。

監事意見として指摘した環境安全保健機構の機能拡充、産学連携組織の再構築や学生の事務業務への学内雇用制度の発足などについてすでに具体化が進みつつある。また過年度に指摘した事項の過半は実施または一部実施された。このように京都大学では、経営陣が問題意識を強め、監事意見へも積極的に取組んでおり、いわゆるPDCAサイクルが循環しつつある。その途上で今回の監事監査に基づく意見が大学業務の改善・改革に役立つことを強く願っている。

本臨時監査の実施には、監査対象部局及び監査室の全面的な協力があったことを記して感謝したい。